

## 「動的防衛力」構想の含意と課題

松 村 昌 廣

キーワード：動的防衛力，基盤的防衛力構想，防衛大綱，中期防衛力整備計画  
帝国国防方針

平成22年12月，防衛省は昭和51年以来三度策定されてきた「防衛計画の大綱」（以下，「防衛大綱」）において一貫して中核的概念であった「基盤的防衛力構想」と決別し，新たに「動的防衛力」なる概念を採用して，新「防衛大綱」及びその具体化に向けた新たな「中期防衛力整備計画」（以下，「中期防」）を発表した。さらに，それに先立つ平成22年8月には，23年度版『日本の防衛』（以下，『防衛白書』）を発行し<sup>(1)</sup>，その中で「動的防衛力」を概括的に説明する一方，「防衛力の実効性向上のための構造改革推進に向けたロードマップ——動的防衛力の構築に向けた全省的取組」（以下，「ロードマップ」）を発表した。

ところが，これらの文書の中では，「動的防衛力」がいかなる戦略に基づいているのか明示されていないし，当然そうした戦略と密接に関連させる形で自衛隊全体の装備，編成，態勢を具体的にどのように変化させるかも必ずしも明確でない。これは，わが国政府の戦略文書が米国のものとは異なり，大枠の方針から具体的な政策指針へと整合的に策定するシステムとはなっておらず，体系性と一貫性に欠けているからである<sup>(2)</sup>。実際，「動的防衛力」の必要性はもっぱら中華人民共和国の軍事的擡頭，とりわけ南西諸島方面における中国人民解放軍の活動の著しい量的増大・質的強化への状況対応的な対抗策として説明されており，概括的に「動的防衛力」の内

容及び方向性を示しても、資源配分における優先順位の点で既存のどの防衛力を断念するのか、それによってどの部分を強化するのが明確にされていない感がある。防衛省が「ロードマップ」を策定したこと自体、「動的防衛力」がまだ発想として提示されたばかりの初期段階にあり、自衛隊の変革が新「大綱」及び新「中期防」によって緒に就いたばかりであることを物語っている。

そこで本稿では先ず戦略論、とりわけ明治以来わが国が策定してきた幾つかの代表的な防衛・軍事戦略と比較対照する形で、「基盤的防衛力構想」と「動的防衛力」構想を分析し、その発想や基本的考え方を浮き彫りにする。次にそうした分析を踏まえて、「動的防衛力」構想が必然的に求めるべき資源配分の優先順位、とりわけ断念されるべき装備、編成、態勢を新たに取得されるべき或いは強化されるべき装備、編成、態勢と対比する形で明示する。

なお、本稿の意図は「『動的防衛力』構想の含意と課題」を考察することであり、この構想の妥当性を論じることにはない。つまり、「動的防衛力」に如何なる問題があるにせよ、一旦この分野で唯一の政府公式文書として採択された以上、この概念を何らかの理由で再度修正ないし廃止するまでは、それを前提としてわが国の防衛・軍事戦略を議論せざるを得ないとの立場を取っている。

## 1. 軍事リスクへの対処を考える

国家が体系性と一貫性を有した戦略を策定するには、最も体系化が進んでいる米国の用語を用いれば、「国家安全保障戦略」文書（国益を見極めた上で、地政学・地経学的な次元における、国際政治や国際経済の観点を含めた総合的な戦略）→「国家防衛戦略」文書（政治・軍事レベルでの軍事活動や軍事力整備の方針）→「国家軍事戦略」文書（作戦レベルでの軍事活動や軍事力整備の方針）→作戦構想文書、の順に策定することが必要である。

現在のわが国の場合、「国家防衛戦略」に当たる「防衛大綱」と「中期防」があるだけで、「国家安全保障戦略」と「国家軍事戦略」が存在しない。（作戦構想に関する文書は当然あると思われる。）これまで、国家安全保障戦略は政府公式文書として存在せずとも実質的には日米同盟を基軸として存在する一方、国家軍事戦略は形式的にも実質的にも存在していなかった<sup>(3)</sup>。この点は「基盤的防衛力構想」が「防衛力の存在による抑止効果に重点を置いている」こと<sup>(4)</sup>、つまり根本的に存在する防衛力の運用をあまり考える必要がなかったことを踏まえると不思議ではない。他方、「動的防衛力」は即応性や統合性を重視した「防衛力の運用」に力点を置いていることから、この概念はこれまで欠落してきた国家軍事戦略を補うことを志向しているといえる。

一般に、国家安全保障戦略により大枠が設定された後、政治指導者・政策担当者は国家防衛・軍事戦略を策定するにあたって、当該国家が直面する財政リスクと軍事リスクとの間にバランスを取らねばならない。直面する脅威や不確実性に対して万全を期して質量の両面で軍備を強化するとコストがかかりすぎるが、かといって軽武装を選択すればそうした脅威や不確実性が顕在化した場合、うまく対処できるか大きなリスクを抱えることとなる。この選択は短期的な考慮と中長期的な考慮をいかにバランスさせるかの問題でもある。国家の軍事力の基盤がその経済力にある以上、現存する脅威や不確実性に対処するために過大に軍事費を支出すれば国民経済の負担（少なくとも、成長への機会コスト）を高め、中長期的に軍事力の基盤である経済力の充実を阻害する。逆に、軽武装はコストが安く、経済力の充実を阻害しないが、軍事的リスクを抱えることとなる。さらに、軍事費を一定にして財政リスクを所与とする場合でも、直面する脅威や不確実性の増大に対処するために既存の装備や兵站を充実させるか、それともそうした必要はないと判断して将来に備えて新兵器・新技術の開発に投資するかも選択せねばならない。したがって、軍事費の水準をどうするか、軍事費の支出配分をどうするかは極めて重要だが厄介な決定となる。

とはいえ、現在のわが国の場合は、もっぱら軍事リスクを考えて防衛・

軍事戦略を策定すればよいと思われる。というのは、防衛費はGDPの1%以下で近年漸減傾向が続いており、衆目の一致するところ大幅な防衛費増加の見込みは当面見込めず、それにとまなう財政リスクを考える必要はない。また、防衛費に占める軍事技術開発費は極めて限定的であり、従来わが国の防衛装備の開発・生産・調達を防衛産業の保有、開発する両用技術に多分に依存してきたことに鑑みると、あまり投資リスクを考慮する必要もない。

一般に、軍事リスクを捉えるには、主として地理的条件（とりわけ、海洋と大陸の関係）と列強の軍事バランスを分析すればよいが、わが国の地理的条件も近現代のわが国を取り巻く列強（中国、ソ連／ロシア、米国）も変化していない。確かに、列強の軍事バランスは、単純化していえば、日清戦争前の中国の優勢、日露戦争前のロシアの優勢、大東亜戦争／太平洋戦争前の米国の優勢、冷戦時代の米ソ二極構造における米国の優勢、冷戦後の米国による単極構造、現在の相対的に凋落する米国の優勢と急速な中国の擡頭、という風に変動してきたが、わが国はそうした変動に対処するために防衛・軍事戦略の内容を変化させてきたわけであるから、その変化を観れば、わが国の防衛・軍事戦略における選択の幅と選択肢、その発想や基本的考え方の変遷、延いては変化のパターンを捉えることができよう。こうしたアプローチの方が直近の「基盤的防衛力構想」から「動的防衛力」構想への変化を観るだけよりも、深い理解が可能となろう。

そこで、本稿では、「(大日本) 帝国国防方針」<sup>(5)</sup>（明治40年策定、大正7年改定、大正12年改定、昭和11年改定）、「帝国陸海軍作戦計画大綱」<sup>(6)</sup>（昭和20年制定）、「防衛大綱」（昭和51年、平成7年、平成16年、平成22年策定）を取り上げる。ただし、本稿の目的からすれば、「防衛大綱」<sup>(6)</sup>に関しては、前者三大綱の基本となっている「基盤的防衛力構想」と新大綱の「動的防衛力」構想を観れば十分である。

## 2. 戦争及び作戦形態の分類

防衛・軍事戦略の次元では、戦争の規模を想定し、政治レベルと作戦レベルでどのような戦い方をするかの方針、そしてそのためにどのような軍事力を整備するかを考えればよい。本稿では、①制限戦争 vs. 全面戦争②決戦 vs. 持久戦③外線作戦 vs. 内線作戦④攻勢作戦 vs. 防勢作戦⑤着上陸作戦 vs. 対着上陸作戦に着目して、これまでのわが国の防衛・軍事戦略を分析してみる。

第一に、全面戦争とは「大国間で生起する武力紛争であり、交戦諸国の全資源が投入され、主要交戦国の国家としての存続が賭けられる戦争」のことであり、制限戦争とは全面戦争に至らない戦争のことである<sup>(7)</sup>。

第二に、決戦は敵戦闘能力を撃滅するために、「彼我共に（その）意志を持ち、加動的である場合はもちろん、一方が決戦を回避しようとしても、他方が加動的に強制しうる場合は成り立つ。」持久戦は自己戦闘力を保持するために、「決戦を回避し、延期しようとする・・・劣勢軍の優勢軍に対する作戦である。」また、持久戦は「一般的には決戦に従属する作戦であることから、主作戦に従属した支作戦正面の作戦（地域的關係）と、主作戦において決戦に転移するまでの作戦（時間的關係）等がある。」<sup>(8)</sup>

第三に、外線作戦とは「敵に対して後方連絡線を外側に保持して数方向から求心的に行う作戦」であり、「態勢的にみれば敵に対し当初から包囲もしくは挟撃的な関係位置にあって作戦する」ことである。外線作戦は「敵を受動に陥れ主導の地位を獲得できる」が、「戦闘力の分離を生じ敵に乗ぜられる」虞がある。外線作戦の典型は戦力の前方展開であり、そのために海外派兵や海洋出撃を行う。他方、内線作戦は外線作戦をとる敵に対して、「わが後方連絡線を内方に保持して戦う作戦」であり、戦力を集中して「横広または縦長に分離した敵に対する各個撃破」の作戦である。しかし、「各個撃破の成果が不十分な場合は受動に陥り、不利な決戦を強要される危険性がある。」<sup>(9)</sup>

第四に、攻勢作戦とは「敵を求めてこれを撃破しようとする積極可動的な作戦で」あり、「一もしくは数次の攻撃を主体とする作戦である。」攻勢作戦の目的は「主動の地位を保持して能動的に敵に決戦を強要し、敵部隊の撃破または地域の獲得を図る」ことにあり、その結果、相対的戦闘力の優勢を確立することにある。したがって、攻勢作戦は成功すれば、「わが意を敵に強要し、主動性を保持して敵に徹底的打撃を与えて自主的に作戦目的を達成できる。」しかし、失敗すれば、「戦闘力を急激に消耗する。」他方、防勢作戦は「敵の攻勢を待ち受けて、その企図を破砕しようとする作戦で、一もしくは数次による防御によるか、あるいはこれに攻撃その他の戦術行動を混用する作戦であ(り)」<sup>(9)</sup>、「敵の攻勢を破砕し、または将来の攻勢転移あるいは他正面における作戦を容易にする。」防勢作戦は「勢力の劣勢を補いつつ時間の余裕を獲得し、敵の攻勢を破砕することができるが、敵に決定的打撃を与えることは困難であり、また受動的に陥り行動の自由を失いやすい。」<sup>(10)</sup>

第五に、着上陸侵攻作戦は「陸上における作戦目的を達成するため、海洋を越えて行う作戦行動で、地域的範囲は一般的には根拠地設定までであり、内陸に向かう作戦は一般作戦として扱われ・・・」、その目的は「所要の地域の攻略であり、方式としては海上からの機動攻撃、空中からの機動攻撃、両者の併用があ(る)。」この作戦は「本質的に攻勢作戦であり・・・、渡洋作戦であるために、航空優勢・海上優勢の確保、統合作戦、機動性、膨大な輸送力と資材が必要」である。他方、対着上陸侵攻作戦は「着上陸侵攻する敵に対し、その企図を破砕することを目的とする作戦」であり、その焦点は「敵の根拠地(海岸堡、空挺堡)設定をめぐる着上陸防御の諸作戦」にある。この作戦は本質的に防勢作戦であり、「受動性、対上陸・対空挺同時対処の可能性、敵着上陸部隊の弱点の短期性、初期作戦の成果の重大性、初期段階の戦力の分離、航空・海上劣勢下の作戦となる可能性が高い。」<sup>(11)</sup>因みに、大日本帝国海軍には海軍陸戦隊は存在したが、米海兵隊のように独立した兵種ではなく、ほとんど本格的に大規模な着上陸侵攻作戦を行うことはなかった。

上記のうち、①は戦争一般の分類であり、②③④⑤は元来、陸上作戦の基本的形態である。他方、海上作戦の基本形態には⑥空母航空攻撃戦⑦対空戦闘⑧対潜戦闘⑨対水上戦闘⑩機雷戦⑪強襲両用作戦（着上陸作戦と表裏一体）⑫護衛作戦が、航空作戦の基本形態には⑬戦略的航空作戦（空爆）⑭戦術的航空作戦（さらに、〈1〉対航空作戦、〈2〉航空阻止作戦、〈3〉近接航空支援作戦、〈4〉海上航空支援作戦〔これは、空母航空攻撃戦と表裏一体〕、〈5〉航空偵察、〈6〉航空輸送）、⑮防空作戦があるが、これらは全て特定の機能をどう組み合わせ、どう使うかに焦点を絞った分類である。海空の作戦は①～⑤の構想によって多分に左右される一方、海空の戦力の多寡・有無は①～⑤の点でどのような特徴を持った国家防衛・軍事戦略を採るかを大きく制約する。例えば、短期決戦・外線作戦・攻勢作戦なら制空権・制海権を確保した上で強襲上陸作戦・着上陸侵攻作戦、さらには本格的な陸上戦力の投入となるであろうし、逆に海空の戦力が減退した状況では、もっぱら陸上戦力による持久戦・内線作戦・防勢作戦・对着上陸侵攻作戦を行わざるを得ない。したがって、近現代のわが国の国家防衛・軍事戦略を特徴付けるといった限定的な分析目的のためであれば、主として陸上作戦の基本的形態（②③④⑤）を分類として使えばよく、海上作戦と航空作戦の基本的形態を考える必要はない。

### 3. わが国の国家防衛・軍事戦略の評価——類似点と相違点

#### 1) 日露戦争後から大東亜戦争終結まで

わが国は明治維新以後、朝鮮半島への関与・介入、そして日清戦争を経て、当初の国内警備型の戦力から次第に外征型の戦力を保有するようになり、日露戦争では満洲における大規模な陸戦と日本海海戦などを経験した。この間、東アジアの安全保障環境の変容に応じてわが国の政策も変化した一方、時折軍部指導者が天皇に意見書を建議することはあったが、「国家防衛・軍事戦略」に相当する体系的な政策文書は終ぞ策定されなかった<sup>(12)</sup>。こうした状況は日露戦争を経て、ようやく「帝国国防方針」が策定される

ことで克服された。

初度（明治40年）制定の「帝国国防方針」は「帝国国防の本義（を）自衛とし」、「国防の方針は、国力にかんがみ、努めて作戦初動の威力を強大にして速戦即決を主義」とした。また、「国防は、露、米、仏の三国を目標とし、東亜においては攻勢を採りうる兵備を整える」としたが、実際には、明治38年に日本が辛うじて日露戦争に勝利した後も、ロシアを陸海軍唯一の敵国と想定していた。米国はわが国の所要の海軍力を構築する際の基準とするための仮想敵国であり、フランスは露仏同盟のために仮想敵国とされた<sup>(13)</sup>。

第一次（大正7年）改定では、初度版の基本方針を踏襲する一方、第一次世界大戦が長期化していたため、「長期戦に堪えうる覚悟と準備（が）必要」とされた<sup>(14)</sup>。これは、第一次世界大戦が「戦争の従来性格を戦争即戦闘、すなわち武力戦という概念から、『総力戦、長期持久戦』という概念に変え、同時に、戦争規模の拡大（が）、戦争を一国単独の戦争形態から同盟戦争や多国間戦争という複数国間の戦争形態に発展させた」からであった<sup>(15)</sup>。実際、第一次改定では、露、米、支の順で想定敵国を捉え、三国連合や露支連合の可能性を想定する一方、「対米戦に際してはルソン島を攻略する」ことが加えられた<sup>(16)</sup>。したがって、初度版にある短期決戦・攻勢作戦のアプローチでは長期持久戦には対応できないことは明らかであったが、戦争の危機に直面していないなか、具体性を欠く形でやや情緒的に「長期戦に堪えうる覚悟と準備の必要」との字句を挿入したと思われる。

第二次（大正12年）改定は、第一次世界大戦が終結し、ベルサイユ講和条約が締結された結果、ワシントン軍縮会議（大正11年～同12年）などに特徴付けられる国際協調の環境の下でなされた。第二次改定版では、「凡そ国防の安固を期せんには内国礎を鞏固にして国力の充実をはかり、外列国との厚誼を敦厚にして海外の発展を策し、武備を蔽にして・・・列国と協調して紛争の禍因を除き、以って戦争を未発に防遏するに努めるとともに、一朝有事に際しては、国家の全力を挙げて敵に当たり、速やかに戦争の目的を達する<sup>(18)</sup>」、「一旦緩急あらば攻勢を以て敵を帝国の領土外に撃破し、



速やかに戦争の局を結ぶ」とし、<sup>(19)</sup>基本的には第一次改訂版を踏襲した。つまり、全面戦争と長期持久戦に強い懸念を持ちながらも、国家防衛・軍事戦略としては帝国領土周辺部及び海外における短期決戦・攻勢作戦のアプローチを堅持した。

とはいえ、第二次改訂版では、「想定敵国を従来の露、米、支の順序を米、露、支に順に改め、対米作戦においてはグアム島攻略（を）加え」、さらに「海軍の作戦は主として米国一国を目標としたが、陸軍は対数カ国作戦を基礎とする作戦を計画し、戦争が長期化することを考慮した」<sup>(20)</sup>ため、ますます基本戦略として短期決戦・攻勢作戦のアプローチとの大きな矛盾を抱えることとなった。こうした矛盾から逃れるには、緒戦において敵を殲滅させる攻撃作戦を行う必要があったが、失敗すれば、戦力を失い、守勢に追い込まれ、持久戦ともなれば、完敗は必至となる非常に高いリスクを抱えた。

第三次（昭和11年）改定は、第一次大戦後の国際協調の時代が終わり、ソ連が軍事大国となる一方、米国との対立を含め急速にわが国の国際的孤立が深まるなかでなされた。第三次改訂版は「名実共に東亜の安定勢力となる国力、ことに武備を整え・・・一朝有事の際は機先を制してすみやかに戦争目的を達成する」ために、「国情にかんがみ、作戦初動の威力を大に（する）」とした。また、米ソとの戦争は必至、英支との戦争も可能性ありと捉え、「東亜大陸及び西太平洋を制（する）」ことができるよう、引き続き「長期戦に堪える覚悟と準備が必要」<sup>(21)</sup>とした。第三次改訂版もまた基本的に従来の基本方針を踏襲し、緒戦での早期決戦をより強調する一方、想定敵国の増加と国際的孤立の深刻化の情勢認識を明示し、全面戦争・持久戦への懸念を一層強調したが、どう対処するか具体的な方針は示さなかった。さらに、第三次改訂版では、攻勢の終結点を何処に求め何処で講和するか、つまり戦勝をいかに達成するか全く不明であり、第二次改訂版の矛盾をさらに深刻にすることとなった。

これら四度の「帝国国防方針」制定・改定では、若干の変動はあるものの、基本的には制限戦争・（短期）決戦作戦・外線作戦・攻勢作戦・海外

派兵を共通の特徴としている。この組み合わせは、国内での戦闘を回避する一方、海外において前方展開した戦力によって限定戦争を短期決戦で勝利する攻勢防御のアプローチである。日本の地政学的な特徴（ユーラシア大陸の大国である中国及びロシアに近接する一方、太平洋を挟んで米国と対峙している島国である）、国土の特徴（南北に細長く東西には縦深性を欠いている）、そして脆弱な国力（人口、天然資源、経済力）を考えると、日本が本土を主戦場とする全面戦争・持久戦・内線作戦・防勢作戦を行うのは無理であり、こうした「帝国国防方針」の特徴は必然的かつ妥当なものであったといえる。

したがって、大東亜戦争・太平洋戦争におけるわが国の完敗は制限戦争・（短期）決戦作戦・外線作戦・攻勢作戦・海外派兵のアプローチで全面戦争・持久戦・内線作戦・防勢作戦を戦わざるをえなかったところにあり、その根本的な原因はこうした国家防衛・軍事戦略の矛盾を克服する国家安全保障戦略を策定、実施できなかったことにある。つまり、わが国には米国や英国を相手に全面戦争や長期持久戦を行う国力はなく、勝利するには「装備を近代化し、先制や攻勢の連続による戦争初期段階での短期決戦・・・あるいは、戦争初期に有利な態勢を作り上げ、米英の戦力輸送が制限される極東地域での地の利を生かした各個撃破」によって、「局地的な戦果の累積によって（全面戦争）を戦い抜く」短期決戦作戦の連続に求めるしかなかった。<sup>(22)</sup>一旦、こうしたアプローチが破綻すれば、後は全面戦争・持久戦・内線作戦・防勢作戦に追い込まれてジリ貧とならざるを得なかった。

実際、マリアナ海戦（1944年6月）、レイテ沖海戦（1944年10月）に敗北し対米戦の中核である海軍の戦力が衰耗しきってしまうと、対米戦争は陸軍主体とならざるを得なかった。昭和20年1月、こうした状況で策定されたのが「帝国陸海軍作戦計画大綱」（以下、「計画大綱」）である。「計画大綱」は「皇土及之カ防衛ニ緊切ナル大陸要域ニ於テ不拔ノ邀撃態勢ヲ確立」する一方、「陸海軍ハ侵攻スル米軍主力ニ対シ陸海特ニ航空戦力ヲ綜合發揮シ敵戦力ヲ撃破シ」、さらに「優勢ナル敵空海戦力ノ来攻ヲ予想

シツツ主トシテ陸上部隊ヲ以テ作戰ヲ遂行スル」とした。特に「皇土要域ニ於ケル作戰ノ目的ハ侵攻ヲ破摧シ皇土特ニ帝国本土ヲ確保スル」としたことに如実に示されているが、「計画大綱」は全面戦争・持久戦・内線作戦・防勢作戦・対着上陸侵攻作戦の典型であった。しかし、「計画大綱」は暗に敵が講和を受け入れるよう「敵戦意ノ挫折シ以テ戦争目的ノ達成ヲ図ル」としており、とうてい勝利のための作戦計画ではなかった<sup>(23)</sup>。

これら「帝国国防方針」と「計画大綱」は戦後の「防衛計画の大綱」の特徴を基本的な発想と捉え方の次元において分析する上で比較対照の材料となる。

## 2) 冷戦デタント期から今日まで

戦後、わが国が「国家防衛・軍事戦略」に相当する文書を初めて策定したのは昭和51年度「防衛大綱」であり、その後、冷戦後の国際情勢の変化と自衛隊の国際活動に対応するために平成7年度版「防衛大綱」、国際テロ、大量破壊兵器、弾道ミサイル防衛に対処するために平成16年度版「防衛大綱」が策定された。この間、「基盤的防衛力構想」が防衛力の水準や整備を左右する中核的な分析概念であったことはよく知られている。

「基盤的防衛力構想」は冷戦期の緊張緩和（デタント）を背景に「限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効」に対処することができ（れば）よしと捉え、制限侵略戦争に対処することを前提としていた。また、侵略された場合には、「これに即応して行動し・・・極力早期にこれを排除する」としていることから短期決戦作戦への強い志向が分かる。また、侵略に対して「独力での排除が困難な場合にも、あらゆる方法による強じんな抵抗を継続し、米国からの協力をまってこれを排除する」としている一方、<sup>(24)</sup>強力な在日米軍が存在し、自衛隊に殆ど予備役の兵力がなく、弾薬等の兵站も十分でない状態が常態化してきたことを考え合わせると、<sup>(25)</sup>全く持久戦を想定していなかったことは明らかである。

また、「基盤的防衛力構想」が策定される以前から今日まで一貫して、戦後のわが国は専守防衛を基本政策としてきた。つまり、「防衛上の必要

から相手の基地を攻撃することなく、もっぱらわが国土及びその周辺において防衛を行う」ことであり、「相手から武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その防衛力行使の態様も自衛のための必要最低限にどどめ(る)」こととしていたのであるから、極めて強く内線作戦・防勢作戦を志向していた。

さらに、「基盤的防衛力構想」の下で書かれた『防衛白書』には、ほとんど常に「本格的な侵略事態への備え」として陸海空の作戦ドクトリンを示す図表と説明が載せられてきた。即ち、「防空のための作戦の一例」、「周辺海域の防衛のための作戦の一例」、「着上陸侵攻のための作戦の一例」である。基本政策としての専守防衛を踏まえると、海空の作戦ドクトリンが国土への侵略を未然に防ぐためであるのに対して、対着上陸侵攻作戦が国土への直接侵略を排除する最も根本的な防勢作戦である。したがって、「基盤的防衛力構想」は対着上陸侵攻作戦によって特徴付けることができる。実際、この構想の下では、陸上自衛隊に海外展開する能力を持たせず、その装備や運用は主に侵略側が国内に上陸してきた場合を想定すればよしとしていた。

これに対して、「動的防衛力」構想(平成22年)は「主要国間の大規模戦争の蓋然性は低下」し「大規模着上陸侵攻等の我が国の存立を脅かすような本格的な侵略事態が生起する可能性は低い」と見做す一方、従来の「防衛大綱」と異なり「実効的な抑止及び対処」、とりわけ、「島嶼部に対する攻撃への対応」を強調していることから、本稿の分類に従えば、この構想が制限戦争を想定していることが分かる。また、新たに「島嶼部への攻撃に対しては、機動運用可能な部隊を迅速に展開し、平素から配置している部隊と協力して侵略を阻止・排除する」、「その際、巡航ミサイル対処を含め島嶼周辺における防空態勢を確立するとともに、周辺海空域における航空優勢及び海上輸送路の安全を確保する」としていることから、短期決戦に備えていることが分かる。<sup>(27)</sup>さらに、23年度『防衛白書』の第Ⅲ部第1章「自衛隊の運用」で、従来の作戦ドクトリンを示す図と説明に先立って、新たに「統合運用体制における事態対処(イメージ)〔島嶼部に対す

る攻撃への対応を例とした場合のイメージ)」を載せていることから、外線作戦・攻勢作戦・着上陸侵攻作戦を強く志向していることは明白である。

「基盤的防衛力構想」から「動的防衛力」構想へ基本方針を切り替えた背後には、従来の日米共同作戦を想定した本格的なわが国本土に対する侵攻とは異なり、島嶼部への侵攻に対しては、自衛隊は独力で対処せねばならない、つまり米軍の来援が期待できないとの見通し若しくは少なくとも非常に遅れる可能性を踏まえていることが窺える。こうした分析は、22年度「防衛大綱」が「中国・インド・ロシア等の国力の増大ともあいまって、米国の影響力が相対的に変化しつつあり、グローバルなパワーバランスに変化が生じている」との情勢認識を明示していることから、ほぼ確実だといえるだろう。

### 3) 歴史的観点からの「動的防衛力」構想の評価

以上の近現代のわが国の国家防衛・軍事戦略を五つの戦争・作戦形態に着目して比較対照したのが表1である。戦前の定石は制限戦争・短期決戦・外線作戦・攻勢作戦の組み合わせの国家防衛・軍事戦略であり、これがわが国の存在条件（地政学的特徴と国力）にとっての必然であった。ところが、高次の国家安全保障戦略で失敗し国際的孤立を深めると、全面戦争・持久戦に対して短期決戦アプローチの延長線上で準備せざるをえなかった。実際、一旦戦争が始まると、緒戦こそ攻勢作戦で成功裏に戦ったものの、戦線が拡大し、戦争が長期化すると、よりリスクの高い攻勢作戦の危険を冒した。さらに、それに失敗して戦力の衰耗に直面すると、じり貧となり内線作戦・防勢作戦へと移行せざるを得ず、結局、典型的な対着上陸侵攻作戦である「本土決戦」の準備へと追い詰められた。

冷戦デタント期に策定された「基盤的防衛力構想」は全面戦争・持久戦こそ想定していない（つまり、本稿での分類に従えば、制限戦争・短期決戦を想定している）ものの、多分に「帝国陸海軍作戦計画大綱」（昭和20年）の本土における内線作戦・防勢作戦・対着上陸侵攻作戦の発想を引き摺っているといえる。しかも、もし米軍が来援しなければ、短期決戦の継

表1：わが国の国家防衛・軍事戦略

| 戦略 \ 作戦形態               | 制限戦争 vs.<br>全面戦争 | 決戦 vs. 持久戦      | 外線作戦 vs.<br>内線作戦 | 攻勢作戦 vs.<br>防勢作戦 | 着上陸侵攻作戦 vs.<br>対着上陸侵攻作戦 |
|-------------------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------------|
| 帝国国防方針<br>初度版 (明治40年)   | 制限戦争             | 短期決戦            | 外線作戦 (海外)        | 攻勢作戦             | —                       |
| 一次改定版 (大正7年)            | 制限戦争 + $\alpha$  | 短期決戦 →<br>持久戦準備 | 外線作戦 (海外)        | 攻勢作戦             | —                       |
| 二次改定版 (大正12年)           | 制限戦争 + $\alpha$  | 短期決戦            | 外線作戦 (海外)        | 攻勢作戦             | —                       |
| 三次改定版 (昭和11年)           | 制限戦争 →<br>全面戦争準備 | 短期決戦 →<br>持久戦準備 | 外線作戦 (海外)        | 攻勢作戦 +<br>防勢作戦準備 | —                       |
| 帝国陸海軍作戦<br>計画大綱 (昭和20年) | 全面戦争             | 持久戦             | 内線作戦<br>(国内・本土)  | 防勢作戦             | 対着上陸侵攻作戦                |
| 基盤の防衛力構想                | 制限戦争             | 短期決戦 →<br>米軍依存  | 内線作戦<br>(国内・本土)  | 防勢作戦             | 対着上陸侵攻作戦                |
| 動的防衛力構想                 | 制限戦争             | 短期決戦            | 外線作戦<br>(国内・島嶼)  | 攻勢作戦             | 着上陸侵攻作戦                 |

(筆者作成)

戦能力で持久戦を戦うこととなり、潜在的に大きな矛盾を抱えていた。

とりわけ、専守防衛の基本政策の下、航空自衛隊は本土防衛・制空権確保のための要撃が、海上自衛隊は海上交通路防衛と対潜水艦作戦が各々主たる任務であったことに鑑みると、陸上自衛隊の態勢に注目すべきである。その戦力は決して強力だとは言えなかったが、その部隊配置（北部方面隊、東北方面隊、東部方面隊、中部方面隊、九州方面隊）の担当区域は、「帝国陸海軍作戦計画大綱」で示された第5方面軍・北部軍管区（北海道地方）、第11軍・東北軍管区（東北地方）、第12軍・東部軍管区（関東・甲信越地方）、第13軍・東海軍管区（東海・北陸地方）、第15軍・中部軍管区（関西・中国・四国地方）、第16軍・西部軍管区（九州）<sup>(28)</sup>と、東海軍管区と中部軍管区の地域が統合されている以外はほぼ一致する。軍管区司令部が作戦指揮系統での中枢であり、方面総監部が部隊指揮管理での中枢であることから、単純に両者を比較するのは妥当ではないが、海上自衛隊と異なり、陸上自衛隊が従来から旧軍との継続性を否定してきたことに鑑みると、メンタリティーの次元での相似点に刮目すべきだろう。

他方、「動的防衛力」構想は本土から遠く離れた島嶼部とはいえ、わが国領土（つまり、国内）への部隊の緊急展開や実力行使を想定しているという意味で専守防衛の範囲にとどまるが、外線作戦・攻勢作戦・着上陸侵攻作戦アプローチを明確に志向しており、「基盤的防衛力構想」から決別している。このように捉えると、「動的防衛力」構想への移行は戦後65年余を経過し漸く「本土決戦」のメンタリティーを克服し、わが国の地政学的特徴と国力に見合った国家防衛・軍事戦略へと回帰する重要な第一歩を踏み出したことを示唆している。

#### 4. 「動的防衛力」構想に必要な変革——装備、部隊編成及び態勢

「動的防衛力」構想の実現は30年以上に亘って定着してきた「基盤的防衛力構想」による防衛力整備、部隊編成、態勢の構造改革を必然的に伴うため、容易ではない。旧「構想」は「(自衛隊の)防衛力の存在自体によ

る抑止効果を重視」<sup>(29)</sup>して、「防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援体制を含めてその組織及び配備において均衡のとれた態勢を保有すること」<sup>(30)</sup>を求めていた。しかし、これでは「標準的な装備の部隊をまんべんなく配置すればよいという発想」<sup>(31)</sup>に陥り易く、新構想そしてその実現のための「ロードマップ」が求める「所要の地域へ(の)各自衛隊の部隊や統合部隊(の)迅速(な)展開」及び「効果的な事態の抑止・対処にあたる機動展開」<sup>(32)</sup>を可能とする能力は容易には実現できない。

現在の厳しい国家財政の下では、防衛費の増加は望めず(実際には、過去10年程、継続的に微減しており)、現有の装備と部隊編成に追加する形で新たに機動展開や着上陸侵攻作戦に必要な能力を保有することは不可能である。そこで、新「防衛大綱」(平成22年)は「本格的な侵略事態への備えとして保持してきた装備・要員を始めとして自衛隊全体にわたる装備・人員・編成・配置等の抜本的見直しによる思い切った効率化・合理化を行った上で、真に必要な機能に資源を選択的に集中して防衛力の構造的な変革を図り、限られた資源でより多くの成果を達成する」としている。

確かに、新「防衛大綱」では新たに必要な能力が何であるかは比較的明瞭であり、「ロードマップ」では冒頭に「1. 統合による機能の強化・部隊等の在り方の検討」を載せ、7つの分野を列挙している。しかし、こうした強化の実現に必要な財源や人員を捻り出すため、何が断念されるべき能力か、何れの能力が重複しており削減されるべき能力であるのかは判然とししない。実際、「ロードマップ」は機能強化のイメージや検討の手順を示しても、具体的に廃止ないし削減されるべき装備、部隊、態勢を挙げていない。

新構想によって陸海空の三自衛隊は各々変革に迫られているが、最も大幅に変革されるべき対象が陸上自衛隊であるのは、既に本稿で論じた新構想の史的評価を踏まえれば当然である。海空自衛隊は従来から既に機動展開能力を有し、統合運用に必要な情報通信システム能力をかなりの程度整備してきたのであるから、必要な変化は既存の路線での漸進的な質的改善と適度な量的拡大である。他方、新「防衛大綱」も明記するように、陸上



自衛隊は旧「構想」における内線作戦・防勢作戦・対着上陸侵攻作戦に必要な重武装であるが機動性の低い能力を必要最低限に削減する一方、新たに外線作戦・攻勢作戦・着上陸侵攻作戦を遂行できる能力を保有する画期的な変革を遂げなければならない。

とはいえ、新「防衛大綱」は「グローバルな安全保障環境のすう勢は、相互依存関係の一層の進展により、主要国間の大規模戦争の蓋然性は低下」し、「大規模着上陸侵攻等の我が国の存立を脅かすような本格的な侵略事態が生起する可能性は低い」と捉えており、<sup>(33)</sup>「動的防衛力」構想が求めているのは、「基盤的防衛力構想」が想定した「限定的かつ小規模」以下の規模の島嶼部への侵攻を阻止、撃退する機動展開能力である。この能力はせいぜい米海兵隊の海兵隊遠征隊（MEU: Marine Expeditionary Unit, 総兵員約2200人）規模の強襲上陸作戦・着上陸侵攻作戦を遂行する能力である。この単位は、さらに大きな戦闘を想定した海兵隊遠征旅団（MEB: Marine Expeditionary Brigade, 総兵員約3000～20,000人）や海兵隊遠征軍（MEF: Marine Expeditionary Force, 1個海兵師団＋1個海兵航空団）には遠く及ばず、既存の陸自部隊の典型的な分類を使えば、2～3個連隊を継続的に投入する能力である（つまり、出動、整備・補給、待機の3セットで6～9個連隊が必要である。）この規模を超える侵攻には、本土から師団規模の部隊の展開が必要となり、おそらく海自・空自の輸送能力だけでなく、民間の船舶や航空機を用いた兵員、部隊、物資の輸送が不可欠となる。さらに、米軍とりわけ米海兵隊の支援も必要となろう。

したがって、「動的防衛力」を構築するには、陸上自衛隊から既存の部隊を再編制して6～9個連隊を海兵隊化するとともに、その機動展開のための海上及び航空輸送力を確保すればよい。<sup>(34)</sup>また、制空権及び制海権を確保した上で、島嶼部への侵攻部隊を阻止、撃退するために近接航空支援や艦対地攻撃能力を整備せねばならない。（他方、新旧の『防衛大綱』においてミサイル防衛に対する扱いは大きく変わっておらず、ミサイル防衛政策が新「防衛大綱」が求める変革に大きな影響は与えないと捉え、本稿での分析の対象とはしなかった。）

こうした「動的防衛力」構想を実現するために必要な変革を以下、陸海空、三自衛隊について各々具体的に提示する。

## 1) 海上自衛隊

### ① 遠征打撃群

海上自衛隊は米海軍のタワラ級（4万トン）やワスプ級（4万トン）の大型強襲揚陸艦を保有していないが、実質的にはヘリ空母である DDH「ひゅうが」及び「いせ」の2隻、次級19500t型 DDHの1隻+ $\alpha$ 、LST「おおすみ」型輸送艦3隻を組み合わせ、小規模な遠征打撃群（Expeditionary Strike Group）を構築することが考えられる。「おおすみ」型輸送艦は船体内に航空機格納庫を持たず、ヘリの離着陸にしか使えないが、格納庫を有する「ひゅうが」級及び次級 DDH と併用することで大型強襲揚陸艦に匹敵するヘリ運用能力を持てる。また、「ひゅうが」級及び次級 DDH はエア・クッション型揚陸艇（L-CAC: Landing Craft, Air Cushioned）を搭載していないが、「おおすみ」型輸送艦は2艇を搭載している。

さらに、「ひゅうが」級及び次級 DDH にスキージャンプ勾配を増設すれば垂直／短距離離着陸機（V/STOL 機）を搭載することができよう。現在のところ、世界的に見て実戦配備されている代表的な V/STOL 機は対地・対艦攻撃機（つまり、制空・要撃には不向き）の亜音速のハリヤーであるが、将来的に F-35 ライトニングの空母搭載型が実用化されれば、限定的な航空優勢の能力も期待できる。

とはいえ、(DDH 1 隻+「おおすみ」型 1 隻)×3 では十分な強襲揚陸能力を提供できない。時間的、財政的制約を克服するには、これまでブラジルやインドが行ってきたように、中古空母を購入し、大型ヘリ空母とする方法も検討すべきだろう。(ただし、莫大なコストを要するため、F-18 などの戦闘機を搭載する通常空母としての運用は断念すべきだろう。) 例えば、通常推進型の米退役空母（キティー・フォーク、コンステレーション、J. F. ケネディー）を購入ないしリースするという手法もあるだろう。また、英オーシャン級ヘリ揚陸艦や仏ミストラル級強襲揚陸艦のように、脆

弱性のリスクを冒しても建造費を抑えるために商船構造のものを補助的な全通甲板型揚陸艦として追加的に保有する選択肢も考えられる。ただし、この追加策は人的増員が大きくなり過ぎて、現状の防衛費では賄いきれず、実現不可能である。防衛費の純増を見込めない現状では、陸自の大リストラによって予算枠や人員枠を確保するしかないであろう。万一それができたととしても、人員の養成に必要な期間を考えれば、中期的な検討課題である。

## ② 護衛艦

護衛艦はイージス艦、DDH、新型汎用護衛艦（「あきづき」型）など、大型化が進む一方、その総数は昭和51年度「防衛大綱」では約60隻、平成7年「大綱」では約50隻、平成16年度「大綱」では47隻、平成23年度「大綱」では48隻とかなり減少してきた。2010年では、兵員数が約7.5倍の米海軍の主要水上戦闘艦が約114隻、兵員数8割弱の英海軍が25隻であることを考えると、<sup>(35)</sup>海自の護衛艦保有数が35～40隻まで削減されても決して不思議ではない。<sup>(36)</sup>さらに、わが国周辺海域の防衛に限定し、情報通信システムとの高度データリンクや航空機による対艦攻撃能力と組み合わせれば、護衛艦よりもかなり小型のコルベット艦や高速ミサイル艇でもかなりの代替が可能であろう。

## ③ 哨戒機

P3-C（2011年現在、<sup>(37)</sup>91機保有）はもともと対潜哨戒機であったが、不審船対策、東シナ海ガス田監視、尖閣列島監視など、1998年から水上艦船・艦艇に対する監視強化を担うようになった。このため、対潜水艦魚雷と対潜爆雷だけでなく対艦ミサイルを装備するようになった。海自は老朽化するP3-Cに替えて、<sup>(38)</sup>潜水艦探知能力、<sup>(39)</sup>航続距離・進出速度、<sup>(39)</sup>搜索・認識能力を向上した新型哨戒機P-1を65機調達することを決めた。しかし、防衛調達費の制約がさらに厳しくなれば、この機数は削減される可能性があるだろう。

その場合、インフラ部分も含めて総合的なコストが低ければ、攻撃能力も持たない純粋な偵察機である RQ-4 グローバル・フォーク、偵察だけでなく対地・対艦攻撃もできる RQ-1 プレデターのような無人航空機を調達・配備する方法で補完することも考えうる。無人機は長時間に亘って作戦行動を継続でき、人員、運用コスト面で優れている。

#### ④ 潜水艦

財政的制約と大型化のため、次第に護衛艦の数が少なくなるなか、潜水艦の重要性はますます高くなってきた。実際、新「防衛大綱」は潜水艦の保有総数を従来の16隻（+練習用2隻）から22隻（+練習用2隻）へ増強する方針を示した。計24隻を作戦行動、整備・補給、待機の3セットとすると、常時8隻が警戒・監視にあたることを意味している。宗谷、津軽、対馬の三海峡に各々一隻あてるとすると、南西諸島方面を含めその他の海域に五隻、三海峡の各々二隻あてるとすると、その他海域に二隻が展開できる。しかし、高速移動できる攻撃型原子力潜水艦と違って、海自が保有するのは全て通常型潜水艦であるから、その運用は基本的には待ち伏せによらざるをえず、常時12～14隻（3海峡で6隻、その他、東シナ海、日本海、日本近海の西太平洋で6～8隻）を展開するためには、できれば総数で40隻程度は欲しいところである。<sup>(41)</sup>

ますます厳しくなる防衛費や人員の制約に鑑みれば、潜水艦の隻数を増やすには少なくとも艦艇の一部を現在、総基準排水量3000トン弱から半分程度の大きさの潜水艦にするのが有効な方法である。一般的に、大型の潜水艦には有利な点も多いが、条件が同じならば、小型のものよりも見つけやすい。他方、東シナ海（水深2000メートルの沖縄トラフを除けば、大部分の水深が200メートル以下）や日本本土周辺海域での作戦であれば、世界の通常型潜水艦の典型である1500トン弱で十分であろう。したがって、今後は「防衛大綱」別表の潜水艦に関しては、隻数ではなく総基準排水トンで示し、かなりの新造潜水艦を中型にすることを検討すべきだろう。実際、現在の海自潜水艦より若干大型の豪州海軍のコリンズ級通常推進型潜

水艦は40名弱で作戦遂行できるシステム化により、人員を増やさずに保有隻数と継戦能力を向上している。<sup>(42)</sup> 中型潜水艦であれば、一隻当たりの要員数をさらに削減でき、ここでの提言は極めて実現性が高い。

## 2) 航空自衛隊

### ① 次期戦闘機

F-4 ファントムの後継機だけでなく、老朽化している未改修 F-15 イーグルの後継機も大きな問題であるが、どの機種を採用するかは「動的防衛力」構想に求められる自衛隊の構造変革に直接には関係ない。従来と同様、航空優勢を維持するための要撃能力は維持・強化せねばならず、焦点は本稿で論じた構造変革に障害とならないよう調達費を制御することにある。また、要撃機能だけでなく攻撃・近接支援機能も有するマルチ・ロール機であればなおさらよい。つまり、航空自衛隊が攻勢的防御能力を強化しようとする場合の政策上の焦点は機種の選定に帰着する。ここでは紙幅の制約のため、<sup>(43)</sup> 詳細は論じない。

### ② 無人機

すでに述べたように、RQ-4 グローバル・フォークや RQ-1 プレデターのような無人航空機は既存の偵察機 RF-4 E/EJ を不要とし、戦闘機 F-2 を補完することができる。戦闘機パイロットの志望者の確保や育成がますます困難となっているなか、優れた代替手段である。こうした大型無人機の運用に関しては、統合司令部による運用を行う必要がある。

### ③ 近接支援

従来、専守防衛の理念から、空自は要撃を重視し、陸自の作戦に対する近接支援には高い優先順位は置いてこなかった。そこで、現在、純粋な練習機として使われている亜音速のジェット機 T-4 (2011年現在、199機保有)<sup>(44)</sup> の一部を対地攻撃へ転用することが考えられる。この種の練習機は発展途上国では軽攻撃機に転用されている。また、「T-4 によく似たイギリ

スのホークや、フランス・ドイツのアルファジェットなども、数発の爆弾と自衛用の短射程空対空ミサイルを装備できる。」T-4改の「搭載可能兵装は最大2発の Mk82・M117 通常爆弾・・・であり、さらに自衛用として短射程 AAM-3 90式対空誘導弾を2発」を装備可能である。さらに、各種の対空、対地・対艦ミサイル（対戦車ミサイルを含む）、ロケット弾、機関砲ポッド、偵察ポッド、電子戦ポッドの搭載も考えられる<sup>(45)</sup>。

したがって、わが国本土及びその周辺での T-4 改の運用は陸自の戦闘ヘリをかなり代替することが可能であろう。また、航続距離が1300km程度と短いが、南西諸島に散在する空港を利用すれば鳥嶋防衛にも有用である。例えば、先島諸島に空港・補給拠点さえ確保できれば、尖閣諸島も十分にカバーできる。ただし、兵器を搭載した場合、重量の増加のため、航続距離は数百km程度となり、尖閣諸島での滞空時間は20～30分程度に限定されるかもしれない。

#### ④ 輸送機

従来から、航空自衛隊の空輸能力は慢性的に不足してきおり、この状況はしばしば海外に部隊展開する際に露呈してきた。また、海外からの邦人救出・輸送にも全く十分ではない。しかし、現在の厳しい財政的制約の下では、当面、現在計画されている次期輸送機（C-X）の調達・配備計画を粛々とするしかないだろう。

### 3) 陸上自衛隊

#### ① 部隊編成・態勢

既に、分析したように陸上自衛隊の態勢は1945年の「帝国陸海軍作戦計画大綱」の影を引き摺っており大胆なリストラが必要である。海上自衛隊は自衛艦隊司令部、航空自衛隊は航空総隊司令部により一元的に指揮・統制されている一方、陸上自衛隊は方面隊（北海道、東北、東部、中部、西部）の方面総監部によりバラバラに指揮・統制されている。これでは、統合幕僚監部が五方面総監部を調整せねばならず極めて非効率的であり、場

合によっては、効果的に機能しない。平成21年の「防衛大綱」策定準備の段階で検討され見送られた、五方面総監部の完全廃止及び陸上総隊司令部創設を断行し、支出枠、人員枠を捻出すべきであろう<sup>(46)</sup>。

さらに、全国にある150を超える駐屯地等<sup>(47)</sup>を大幅に削減・再編成し（例えば、当面2割減）、組織の簡素化、基地管理経費の削減を断行すべきである。こうした例は、ポスト冷戦期、大幅な基地数の削減に繋がった米国防総省の「米軍基地再編・閉鎖案」（BRAC: Base Realignment and Closure）、とりわけ米国内における米軍基地削減に対する地元の強い抵抗を政治的に押し切って断行した手法を参考にすべきである<sup>(48)</sup>。

## ② 戦車

陸上自衛隊が保有する主力戦車（MBT: Major Battle Tank）は平成8年「防衛大綱」では約900両、平成16年「大綱」では約600両、平成22年新「大綱」では約400両と削減されてきた。こうした削減は「動的防衛力」構想が出される前、依然として「基盤的防衛力構想」が有効だとされていた段階に、もっぱら冷戦型脅威の減退と防衛費の漸進的削減の条件の下でなされた。今や新「大綱」において、わが国本土に対する着上陸侵攻は殆ど考えられない（文言上は、「可能性は低い」という状況判断を下したのであるから、戦車の保有はさらに300両程度まで削減しても問題はないだろう。（より楽観的な見通しを持てば、200両程度まで削減しうる。）こうした観点から、わが国と同じように着上陸侵攻の可能性が殆ど想定できない英国の例（2011年現在、325両<sup>(49)</sup>）が参考になるだろう。ただし、英陸軍の場合、国土のかなりの部分（スコットランドやウェールズ<sup>(49)</sup>の山岳地帯を除く）が平坦で戦車の移動・展開に適していること、海外派兵で戦車を用いる場合を想定していることから、その分、割り引いて考える必要がある。

実際、わが国の周辺諸国には着上陸侵攻の意図と能力（とりわけ、大規模な強襲上陸能力）の双方を合わせ持つ国は存在しない。また、仮にロシアが仏ミストラル級強襲揚陸艦を調達し、極東に配備したところでこうした大勢に大きな影響はない。というのは、定石である「攻撃三倍の法則」

(戦闘において有効な攻撃を行うためには相手の三倍の兵力が必要)を踏まえば、例えば、わが国が北海道に100両の戦車を配備していれば、敵は300両の戦車(同程度の能力を持つと仮定)を揚陸させねば勝利できないからである。

さらに、現実の対着上陸侵攻作戦は陸上部隊だけで戦うものではなく、航空戦力による近接支援や海上艦艇からの艦砲射撃とも組み合わせることができるのであるから、陸上自衛隊が保有せねばならない戦車数は敵戦車の三分の一以下でよい。大量の戦車が必要となる場合は、冷戦型の大規模な着上陸侵攻に対して制海権、制空権を失った状況で継戦せざるを得ない場合であるが、新「大綱」はこうした状況はほとんどないと捉えている。また、対ゲリラ戦でも戦車は非常に有効であるが、大口径の砲を搭載する戦闘装甲車両でかなりの程度代替できる。確かに、戦車と比して脆弱な装甲車両には軍事リスクが伴うが、これは新「防衛大綱」の下では甘受すべきリスクである。

### ③ 装甲車両及び輸送トラックのファミリー化

陸上自衛隊は多種の装甲車両(73式装甲車、96式装輪装甲車、82式指揮通信車、87式偵察警戒車、203自走榴弾砲、75式自走155mm榴弾砲、99式自走155mm榴弾砲、多連装ロケットシステム MLRS、新規調達予定の機動戦闘車両など)を各々比較的少量保有している。個別に軍事仕様を指定した多様な装甲車両を生産することは軍事リスクを低減できても、少量生産だと割高となり、高い財政リスクを抱えてしまうことになる。最近の国際的な潮流では、米軍のストライカー装甲車に代表されるように、車体などの共通部分の共有化(ファミリー化)を進めることで、財政リスクの制御により重点を置いたアプローチが採られるようになっている。この種のファミリー化された装甲車は戦車と比べて火力や装甲が弱く、無限軌道型の車両と比べて安定性が低いなどの欠点があるが、空輪性、路上機動性等の優れた機動力を有しており、島嶼防衛や本格的な対着上陸侵攻作戦に満たない烈度の作戦なら比較優位を有している。



防衛省は「将来装輪戦闘車両の研究」（平成17年～19年）の結果を踏まえて、<sup>(50)</sup>キャビンタイプ車両とハッチタイプ車両の双方でファミリー化の方向性を打ち出し、平成20年3月には「統合運用の視点に立った装備品取得について」<sup>(51)</sup>を発表したが、依然として平成24年度予算概算要求でも従来の機種<sup>(52)</sup>の調達<sup>(52)</sup>が提案され続けられており、迅速に進捗しているとはいえない。これまでのところ、ファミリー化の基本となる車両のデザインは特定されていないようである。

こうしたなか、2011年3月には東日本大震災が勃発し、その後の大津波による被害で陸自部隊の機動力の欠如が露呈した。水没した地域における移動や陸上交通路が遮断された場合には、米海兵隊が運用している水陸両用装甲車が非常に有用であることが分かった。

ファミリー化の検討においては、米海兵隊の水陸両用装甲兵員輸送車（LVTP-5）や中国人民解放軍の63式水陸両用戦車（WZ-211）などを参考に、水陸両用車の導入も検討すべきだろう。<sup>(53)</sup>もし、国産が割高になり、調達数が限定されるなら、完成品の直輸入で十分であろう。また性能面では、例えば、イラク侵攻における米海兵隊の水陸両用車を考えると、走行距離や移動速度に全く問題はないといえる。ただし、水陸両用車の調達は強襲揚陸艦の調達と十分連動させて行う必要があり、真の意味で統合調達が実現されねばならない。

同様に、トラックについても異なるメーカーに小型トラック、1トン半トラック、3トン半トラック、7トン・トラックを製造させており、極めて非効率である。米国のイラクで軍事作戦を見ると、低い脅威度の環境では、商業用トラックを用い、中程度の脅威度の環境では、商業用トラックに外付けの装甲を被せるなどの工夫がなされ、経費が削減された。確かに、地雷やIED（即席爆発装置）に対しては、商業用トラックではあまりにも脆弱であるが、対抗措置としては既存の陸自保有のトラックでさえ必ずしも有効でなく、南アフリカ製のバッフェル（Buffel）装甲兵員輸送車のような特別な仕様が必要となる。さらに、陸自の人員増が大きく抑制されていることから、運転手の確保もますます困難になっており、大幅にトラッ

クの保有台数を削減し、商業用トラックの利用を強化すべきである。

#### ④ ヘリ

現在、陸自は737機、空自は56機、海自は101機のヘリを保有している<sup>(54)</sup>。用途は大きく分けて、対戦車攻撃、観測・偵察、多用途、輸送、救難、掃海・輸送、対潜哨戒である。

このうち、救難、掃海、対潜哨戒は今後とも不可欠な独立した用途であり、現有の規模や用途面の合理化は困難であろう。他方、既に論じたように、観測・偵察ヘリは少なくとも中長期的には無人機(UAV)に置き換えられて不要になるだろうし、対戦車攻撃ヘリは島嶼防衛用に強襲揚陸艦に少数搭載する以外は不要となる可能性が高い。

まず、「動的防衛力」構想は本格的な着上陸侵攻を想定していないし、既に提案したように統合運用による近接支援を強化するなか、例えばT-4改を軽攻撃機にすれば、対戦車攻撃機の大半は不要となる。米陸軍の戦闘ヘリAH-1コブラは既に全て退役しており、陸自のコブラも今後中長期的には加速度的に退役していくだろう。低脅威度の用途に関しては、汎用(多目的輸送)ヘリに対地、対空ミサイルや機銃を外付けで備え付ければ、かなりの代替効果を望めるだろう。確かに、AH-1は基本的に対戦車戦法がT-4改とは異なり、低空から隠蔽しながら敵戦車を発見し、急浮上してトップアタックするなど戦場アジリティを有している。しかし、新「防衛大綱」ではわが国に対する本格的な着上陸侵攻は殆どないと判断しているのだから、戦闘ヘリを引き続き保有する必要性はあまりないといえる。新「防衛大綱」の観点からすると、これは許容すべき軍事リスクである。

こうした一見過激な保有ヘリ数の削減はますます防衛調達費の制約が厳しくなっているなか、新規調達数をかなり上回る退役数による純減が不可避であるため、意図せずとも追い詰められる形で実現されてしまうだろう。陸自のヘリ保有数は中長期的には半分ないし三分の一まで減少してしまうだろう。さらに、航空自衛隊と同じく、十分なパイロット志望者を確保できず十分な養成できなくなる問題を抱えているため、陸自のヘリ保有数の

大幅な減少は不可避である。

ここまで見てきたように、今後、陸海空三自衛隊は各々、装備、部隊編成、態勢の合理化をすすめ、より少ない防衛費で顕著な防衛力の向上に努めなければならない。とはいえ、「動的防衛力」構想において最大の構造改革を求められるのは陸上自衛隊であり、防衛費の三自衛隊への配分は陸自への資源配分をかなりの程度削減し、海自と空自への配分を増加させねばならないのは明らかである。このような構造改革は単に戦闘力の向上や組織運営効率の改善に終始するものではありえず、必然的に従来「基盤的防衛力構想」の下で確立された防衛態勢、部隊編成、装備体系などの根本的で大幅な変革を伴わざるをえないことは明らかである。

今後、本稿で提言した自衛隊の構造改革を進めて行く上で、作戦運用面でのシミュレーションは非常に重要である。というのは、戦略文書の体系化は国家安全保障戦略→国家防衛戦略→国家軍事戦略→作戦構想の順に演繹的に策定するのが定石だからである。しかし、万一、財政的制約やそのための装備・人員不足のために、「動的防衛力」構想に沿って有効に機能する作戦構想が策定できないようなら、この構想は破綻していることになる。その場合は、「動的防衛力」構想を破棄して、新たな国家防衛・軍事戦略を考えねばならなくなるといえよう。

(本稿は桃山学院大学総合研究所共同プロジェクト「21世紀の日本の安全保障(Ⅱ)」の成果の一部である。)

#### 注

- (1) 新「防衛大綱」の指針となったのが、「新たな時代における日本の安全保障と防衛力の将来構想——『平和創造国家』を目指して」、首相官邸、2010年8月〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shin-ampobouei2010/houkokusyo.pdf>〉(2011年11月11日閲覧)。
- (2) 拙稿「現実と乖離する『基盤的防衛力構想』——新たな防衛戦略の必要性」『政策提言』, No. 9, (財)平和・安全保障研究所, 2010年1月31日, 2頁～8頁〈[http://www.rips.or.jp/from\\_rips/pdf/teigen009.pdf](http://www.rips.or.jp/from_rips/pdf/teigen009.pdf)〉(2011年

11月11日閲覧)。「防衛力の実効性向上のための構造改革推進に向けたロードマップ」, 防衛省, 2011年3月, 37頁~43頁 <<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/board/jikkousei-koujou/pdf/roadmap.pdf>> (2011年11月11日閲覧)。

- (3) 「現実と乖離する『基盤的防衛力構想』」, 前掲。
- (4) 『日本の防衛』, 平成23年度, 158頁。
- (5) 「帝国国防方針」は帝国国防方針, 国防に要する兵力, 帝国軍の用兵要領の三部からなっている。なお, オリジナルは終戦時に全て焼却されたが, その概略が一部資料で知ることができる。本稿では, 防衛庁防衛研修所戦史室『(戦史叢書) 本土決戦準備<1>——関東の防衛』朝雲新聞社, 1971年, 及び, 黒川雄三『近代日本の軍事戦略概史——明治から昭和・平成まで』芙蓉書房出版, 2003年, を参考とした。
- (6) 『本土決戦準備<1>』前掲, 第六章。
- (7) これは米国式の分類である。片岡徹也(編)『軍事の事典』東京堂出版, 2009年, 45頁。各々, 総力戦と限定戦とする用語もある。
- (8) 防衛大学校防衛学研究会(編)『軍事学入門』かや書房, 2000年, 167頁。
- (9) 同上, 168頁。
- (10) 同上, 168頁-169頁。
- (11) 同上, 169頁-170頁。
- (12) 黒川, 前掲, 第一章。
- (13) 『本土決戦準備<1>』前掲, 14頁-15頁。
- (14) 同上, 17頁。
- (15) 黒川, 前掲, 104頁。
- (16) 同上, 110頁。
- (17) 『本土決戦準備<1>』前掲, 18頁-19頁。
- (18) 黒川, 前掲, 143頁。
- (19) 同上, 144頁。
- (20) 『本土決戦準備<1>』前掲, 18頁-19頁。
- (21) 同上, 25頁。
- (22) 黒川, 前掲, 109頁。
- (23) 『本土決戦準備<1>』前掲, 175頁及び177頁。
- (24) 『防衛白書』昭和52年(1977年)度版, 第2章 <[http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho\\_data/1977/w1977\\_02.html](http://www.clearing.mod.go.jp/hakusho_data/1977/w1977_02.html)> (2011年11月11日閲覧)。
- (25) 「第二次防衛力整備計画について」(昭和37年, 国防会議及び閣議決定)

によれば、自衛隊の継戦能力は「おおむね1か月」である。『防衛ハンドブック』2011年、朝雲新聞社、92頁。その後、わが国の政府文書やその他の文書でこの期間を更に延長すべきとの記述は見られない。また、長年、人件費や正面装備調達費などに優先的に防衛費を配分し、兵站は相対的に軽視されてきたことから、今日でも継戦能力は「おおむね1か月」のままであると推測しても大きく外れることはないだろう。実際には、それ以下の能力しかないことも十分考えられる。

- (26) 『防衛ハンドブック』前掲。682頁。
- (27) 「平成23年度以降に係わる防衛計画の大綱について」〈<http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/guideline/2011/taikou.html>〉(2011年11月11日閲覧)。
- (28) 『本土決戦準備〈1〉』, 前掲, 185頁-186頁。この他に第17方面軍・朝鮮軍管区(朝鮮半島), 第10方面軍・台湾軍管区(台湾)が設けられた。また、東京には第36軍(直轄)と第6航空軍(関東以西)が設けられた。
- (29) 『防衛白書』平成23年度版, 158頁。
- (30) 『防衛白書』昭和52年度版, 前掲, 第2章。
- (31) 『防衛白書』平成23年度版, 160頁。
- (32) 「防衛力の実効性向上のための構造改革推進に向けたロードマップ」前掲, 11頁。
- (33) 「平成23年度以降に係わる防衛計画の大綱について」, 前掲。
- (34) 海兵隊化された部隊をそのまま陸上自衛隊に所属させるか, それとも新たに独立した軍種とするかは多分に議論の余地があるが, その考察は紙幅の制限のため別の機会に譲る。
- (35) *The Military Balance 2011: The annual assessment of global military capabilities and defense economics*, IISS: London.
- (36) 定期修理が5年毎(6ヵ月程度), 年次修理(3ヶ月程度)とすると, 約1/3は使えない隻数となり, 作戦投入数の約1.5倍の整備数とする必要がある。ただし, 大型艦はDDHのみとし, 護衛艦の隻数を半数としてもクルーをA・Bの2チームとすることで, 艦艇要員の実質数を変化させることなしに, 作戦投入と母港での休養・訓練期間とで分ければ, 実質の稼働率と戦力向上は逆に達成できる。
- (37) 『防衛ハンドブック』, 前掲, 398頁。
- (38) 次期固定翼哨戒機(P-X), 平成19年「政策評価書(事前事業評価)」〈<http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/seisaku/results/19/jizen/honbun/01.pdf>〉(2011年11月11日閲覧)。

- (39) 安全保障会議決定及び閣議了承(平成19年12月24日),『防衛ハンドブック』前掲,190頁。
- (40) わが国が攻撃型原潜を保有するかどうかは非常に興味深い政策論争であるが,ここでは紙幅の制約のため,通常型潜水艦に限定して考える。
- (41) 仮に定期修理が3年毎(およそ6か月とすると),年次修理が毎年(およそ3か月)とすれば,護衛艦数を $Y$ とすると, $(Y \div 3 \times 0.5) + (Y \div 3 \times 2 \times 0.25) = Y \div 3$ ,つまり $1/3$ の隻数は年間を通して使えない潜水艦となる。したがって,所要隻数は1.5倍必要となる。同様に,定期修理が1年の場合は,2倍の隻数が必要となる。こうしたシフトを取れば,24隻体制でも常時12~16隻を作戦に展開できる。
- (42) <<http://www.globalsecurity.org/military/world/australia/hmas-collins.htm>>; <<http://www.globalsecurity.org/military/world/australia/hmas-collins-specs.htm>>(2011年11月11日閲覧)
- (43) 拙論「次期戦闘機の調達機種提案」,『政策提言』,No.10,(財)平和・安全保障研究所,2010年8月15日<[http://www.rips.or.jp/from\\_rips/pdf/teigen20100805\\_jp.pdf](http://www.rips.or.jp/from_rips/pdf/teigen20100805_jp.pdf)>(2011年11月11日閲覧)。
- (44) *The Military Balance, op.cit.*, p.247.
- (45) 「【航空自衛隊】T-4改(後期型T-4)軽攻撃機への改装研究」『航空機新聞社』<<http://www.masdf.com/news/t4kai.html>>(2011年11月11日閲覧)。「TA-4 次期中等練習機」<<http://www2.odn.ne.jp/flyngfrancepan/t4c001.html>>(2011年11月11日閲覧)。
- (46) 『産経新聞』2009年7月29日。
- (47) <<http://www.mod.go.jp/gsdf/about/station/index.html>>(2011年11月26日)。これを簡便に纏めたものとして<<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%99%B8%E4%B8%8A%E8%87%AA%E8%A1%9B%E9%9A%8A%E3%81%AE%E9%A7%90%E5%B1%AF%E5%9C%B0%E4%B8%80%E8%A6%A7>>(2011年11月26日閲覧)
- (48) <<http://www.defense.gov/brac/>>(2011年11月26日閲覧)。さらに,急激な改革はロシア陸軍の例も参考にすべきだろう。小泉悠『ロシア軍は生まれ変わるか』(ユーラシア・ブックレット No.166),東洋書房,2011年。
- (49) *The Military Balance, op.cit.*, p.158.
- (50) 「平成14年度 政策評価書」(将来装輪戦闘車両〔対空〕)<<http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/seisaku/results/14/jizen/honbun/06.pdf>>; 「平成20年度の政策評価書」(将来装輪戦闘車両)<<http://www.mod.go>

jp/j/approach/hyouka/seisaku/results/20/jigo/honbun/09.pdf〉(2011年11月11日閲覧)。

- (51) 〈[http://www.mod.go.jp/j/approach/others/equipment/sougousyutoku/pdf/siryu/09\\_05.pdf](http://www.mod.go.jp/j/approach/others/equipment/sougousyutoku/pdf/siryu/09_05.pdf)〉(2011年11月26日閲覧)
- (52) 「我が国の防衛と予算——平成24年度概算要求の概算」〈<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2012/gaisan.pdf>〉(2011年11月26日閲覧)。
- (53) 例えば、「島嶼防衛(3):『水陸戦闘大隊』の新編成&155mm GL 砲を積む火力支援型 ACV」『軍事研究』2011年1月号, 123頁~146頁。
- (54) 『防衛ハンドブック』前掲, 398頁。

(2011年12月17日受理)